

令和4年9月30日

不動産関係団体の長 殿

(公社) 山梨県宅地建物取引業協会  
(公社) 全日本不動産協会山梨県本部  
(公財) 日本賃貸住宅管理協会山梨県支部  
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会山梨県支部

山梨県知事 長崎 幸太郎  
( 公 印 省 略 )

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく  
臨時特別協力要請の終了及び協力要請の改定について (依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年8月10日から臨時特別協力要請を行っていますが、県内における新型コロナウイルス感染症者数の減少が顕著であり、医療提供体制は相当程度の余力が確保されている状態です。

このことから、医療提供体制のひっ迫を回避するために発出した臨時特別協力要請については、9月30日をもって終了とさせていただきます、通常の協力要請については、別紙のとおり所要の改訂をしましたのでお知らせします。

つきましては、貴団体の構成員の皆様へ周知いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先  
県土整備部建築住宅課企画担当  
TEL：055-223-1730